



令和 6 年 3 月 1 9 日

京 都 市 文 化 市 民 局

〔担当 地域自治推進室市民活動支援担当〕
☎ 0 7 5 - 2 2 2 - 4 0 7 2

令和 5 年度第 3 回「京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会」

京都市では、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)の認定NPO法人※への移行や、市民の寄附促進のため、京都府と協調し、独自の条例に基づき指定されたNPO法人に対して市民が寄附をした場合に、個人住民税（市民税・府民税）から寄附金を控除できる制度を運用しています。

指定されたNPO法人の外部評価結果の報告等のため、令和 5 年度第 3 回「京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を京都府と合同で開催します。

※ 認定NPO法人

特定非営利活動促進法に定める基準に基づき、所得税の寄附金控除等の対象となるNPO法人として所轄庁が認定したNPO法人。条例で指定されると、認定NPO法人になるための要件のうち、PST基準（寄附の要件）をクリアしたものとされるため、円滑に認定NPO法人へ移行することができる。

1 日時

令和 6 年 3 月 2 6 日（火）午前 1 0 時～午前 1 0 時 4 0 分

2 場所

京都市役所分庁舎 地下 1 階 区長会室

（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地）

3 内容

- （1）条例指定NPO法人の外部評価結果の報告（1 件）
- （2）京都府及び京都市の条例指定の状況の報告 等

○条例指定NPO法人

	名称	条例指定日	
		京都府	京都市
1	古材文化の会	平成 25 年 7 月 5 日	平成 25 年 5 月 31 日
2	あやべ福祉フロンティア	平成 25 年 7 月 5 日	—
3	花山星空ネットワーク	平成 25 年 10 月 4 日	平成 25 年 11 月 1 日
4	劇研	平成 26 年 7 月 14 日	平成 26 年 6 月 2 日
5	加茂女	平成 27 年 3 月 20 日	—
6	フォーラムひこばえ	平成 27 年 7 月 13 日	平成 27 年 6 月 1 日
7	FaSoLabo 京都	平成 28 年 9 月 30 日	平成 28 年 11 月 1 日
8	京都DARC	平成 30 年 3 月 12 日	平成 30 年 3 月 29 日
9	手をつないで	令和 4 年 7 月 29 日	—

※ 太枠内の法人が今回の報告対象（京都市所管法人）。

4 委員

5 名（下記のとおり）

5 その他

傍聴は先着 5 名とします。（記者席は、別途用意します。）

※ 当日午前 9 時 45 分から受付を開始します。

<参考>

審査委員会の概要

1 設置目的

「京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例」に規定する指定の基準に適合するかどうかについて、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、当該事項について市長に対して意見を述べることを目的に設置しています。

2 委員名簿（敬称略、五十音順）

氏名	役職等
赤澤 清孝（委員長）	大谷大学社会学部コミュニティデザイン学科准教授
小原 路絵	弁護士
柴田 学	関西学院大学人間福祉学部社会起業学科准教授
永井 美佳	社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事・事務局長
前岡 照紀	税理士